

支給市区町村（令和7年1月1日時点の市区町村）
東久留米市長 殿

申請日
令和 年 月 日

市区町村
受付印

定額減税補足給付金（不足額給付）申請書（請求書）

※令和7年10月31日（金）（必着）までに提出してください。

定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「不足額給付金」）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

※調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

【本様式での申請が可能な方】

●令和7年1月1日時点、東久留米市に住民票があり、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円で調整給付（当初調整給付）の対象にもならなかった方、かつ、令和5年度もしくは令和6年度の住民税非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付の対象世帯主又は世帯員に該当していない方であって、令和5年中及び令和6年中に以下のいずれかに該当する方。

- ☐ 青色事業専従者 または 事業専従者の方
- ☐ 合計所得金額が48万円超である方
- ↑ 該当する方に（レ）をしてください。

↓ 内容を確認し、申請をする場合は、☐に（レ）してください。

☐

本申立ての内容に相違ありません。

また、裏面の【誓約・同意事項】を全て確認し、全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

（1）申請・請求者

（フリガナ） 氏 名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話（ ）
令和5年12月1日時点の住所（①）	令和6年1月1日時点の住所（②）	
☐ 現住所と異なる→住所（ ） ☐ 現住所と同一	☐ 現住所と異なる→住所（ ） ☐ 現住所と同一 ☐ ①と同一	
令和6年6月3日時点の住所	※現住所と異なる場合は当時お住まいだった住所を必ず記入してください。 支給要件の該当有無を審査する際に必要な情報となります。	
☐ 現住所と異なる→住所（ ） ☐ 現住所と同一 ☐ ①と同一 ☐ ②と同一		

代理人が申請する場合は、下記の【代理申請・受給を行う場合】に記入してください。

※本人及び代理人の本人確認書類を添付してください。

【代理申請・受給を行う場合】

代理人	（フリガナ） 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話（ ）
上記の者を代理人と認め、調整給付金（不足額給付分）の申請・請求受給申請・請求及び受給を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			本人氏名	本人署名

裏面も必ずご確認ください



(2) 振込口座

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
				※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通		
		店番号	2当座		

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、東久留米市「重点支援給付金コールセンター」（042-470-7863）までお問い合わせください。

【誓約・同意事項】

※全ての項目を確認し、誓約・同意の上、申請してください。

①下記の支給要件に該当する場合、原則として **4万円（※）** が支給されます。

市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には不足額給付は支給されません。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

(1) 以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならなかった。

(2) 以下のいずれにも該当しないこと。

- ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
- ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象の世帯主又は世帯員であった
- ・令和6年度に実施された調整給付（当初給付分）を本人分または扶養親族等分として受給した

②給付金の支給要件の該当性等を審査するため、東久留米市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④この申請書は、東久留米市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

⑤東久留米市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年1月21日までに、東久留米市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

●【必ず提出】定額減税補足給付金（不足額給付）申請書（請求書） 不足額給付2用 （本書）

※必要事項をご記入ください。

●【必ず提出】本人（代理人）確認書類の写し（コピー）

※申請者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（いずれか1つ）をご用意ください。

●【必ず提出】受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

●【必ず提出】令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し（コピー）

※令和6年所得税額等のわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。

●【該当者のみ】事業主の該当年分確定申告書又は青色事業専従者給与に関する届出書等の写し（コピー）

※青色事業専従者または事業専従者の方は、自身が専従者であることがわかる書類の写し（コピー）をご用意ください。

●【令和6年中転入者の方】令和6年度住民税の課税（非課税）証明書等の写し（コピー）

※令和6年度住民税情報のわかる書類の写し（コピー）をご用意ください。

※各欄の記入漏れや提出書類の不備はありませんか。

（記入漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられない場合があります。）